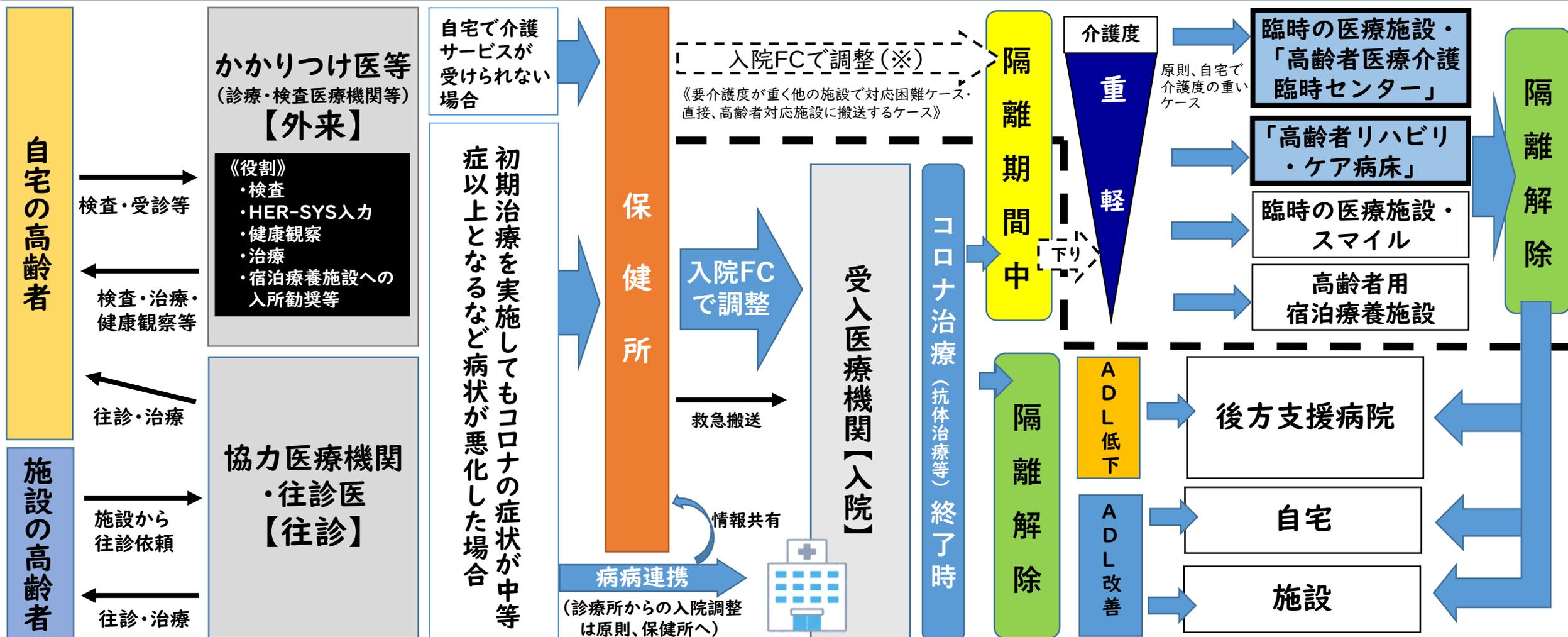


- ◆自宅の高齢者はかかりつけ医（外来）もしくは往診医（在宅医療）、施設の高齢者は協力医療機関や往診医（施設往診）が初期治療を実施
- ◆隔離期間中であっても介護度の軽重に応じ、臨時の医療施設への転院や高齢者リハビリ・ケア病床への転床を促進
- ◆入院中の高齢者はコロナ治療が終われば、高齢者用宿泊療養施設・後方支援病院への転送や自宅・施設に戻っていただく

陽性判明～初期治療～療養～入院～転退院までのフロー



(※) 臨時の医療施設、「高齢者リハビリ・ケア病床」等での療養が可能と判断した場合（施設の稼働状況を踏まえ調整）

臨時の医療施設・「高齢者医療介護臨時センター」の整備

～福祉施設を転用した要介護高齢者向け臨時の医療施設は全国初～

- ◆ 要介護度の重い方を受け入れ、介護的ケアやリハビリ対応を行いながら、中和抗体薬や経口薬の投与などのコロナ治療を実施する臨時の医療施設・「高齢者医療介護臨時センター」を新たに設置

「高齢者医療介護臨時センター」の整備

施設の位置付け	特措法第31条の2に基づく「臨時の医療施設」（設置者：大阪府知事）
設置場所	大阪市住之江区に所在する新築の福祉施設を転用（借上げ）
設置期間	令和4年7月1日から令和5年3月末予定
運営方法	コロナ受入医療機関である医療法人の系列の介護施設等を活用し、同医療法人に臨時の医療施設の運営を委託 （施設転用・人材確保・運営に係る事業一式を一体的に同法人が担う） 【医療法人 成和会（北大阪ほうせんか病院）、社会福祉法人 福祥福祉会】
対象患者診療内容	<u>軽症、中等症Ⅰ程度の要介護3以上の患者で原則として自宅において介護サービスを受けることが困難な患者を対象とし、介護的ケアやリハビリ対応を行いつつ、中和抗体薬や経口薬の投与などの治療を実施</u>
病床数	40室（床）程度（ゾーニングによって変動あり）
スタッフ	医師、看護師、薬剤師のほか、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士などの専門職を配置
療養環境の特徴	・医療機関や宿泊療養施設よりも手厚い介護を受けることが可能 ・入所時から治療と同時にリハビリを受けることにより、ADLの低下を防ぎ、療養期間の短縮化を図る



居室①



居室②



居室内トイレ



浴室

入所する患者像、患者像を踏まえた運用ルール、スタッフ数、治療内容などの運用面の詳細は、受託法人を交え今後検討

「高齢者リハビリ・ケア病床」の確保 ①

◆ コロナ受入病棟において介護福祉士や理学療法士などの専門職を配置し、中等度以上の介護的ケアや入院初期からのリハビリ対応を行うことにより、要介護高齢患者の受入促進や入院期間の短縮化を図る

1. 体制確保協力金（新規）

府内に所在する新型コロナウイルス感染症患者受入病院であって、専門職(※)をコロナ病棟に専任として配置し、中等度以上の介護的ケアやリハビリ対応が可能な体制を整備する医療機関

(※)専門職：介護福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ケースワーカー（精神科病床等）

【交付条件】

介護保険制度における要介護度の区分が「要介護2以上」の患者の受入

【交付額】

- ① 要介護高齢患者の受入に対する病床数及び専門職を配置して対応した月数に応じて基礎支援額を交付
- ② 介護・リハビリに必要な物品を整備する場合、加算額を増額交付

対象病床数	① 基礎支援額	② 加算額
10床（最低）～19床	20万円×対応月数	20万円
20床～29床	40万円×対応月数	40万円
30床～39床	60万円×対応月数	60万円
40床～49床	80万円×対応月数	80万円
50床（最大）	100万円×対応月数	100万円



- ◆ コロナ受入病棟において介護福祉士や理学療法士などの専門職を配置し、中等度以上の介護的ケアや入院初期からのリハビリ対応を行うことにより、要介護高齢患者の受入促進や入院期間の短縮化を図る

2. 増床時の設備整備補助金（既存）

府内に所在する新型コロナウイルス感染症患者受入病院であって、要介護高齢患者を受け入れるために、新たにコロナ病床を増床する医療機関

【交付条件】

既存病床に加え、新たに要介護高齢患者を受け入れるコロナ病床の増床
(新規で新型コロナウイルス感染症患者受入病院となった場合の病床も対象)

【交付額】

介護・リハビリに必要な物品の補助：1床あたり133,000円

(歩行器、エルゴメーター、平行棒などの費用に充当可)

簡易病室の設置補助：知事が必要と認めた額

